

満期(試行期間を含めて2期5年)を超えて河川レンジャーを継続できる特例再任については、昨年度末の代表者会議において、その要件や手続きなどが承認され、運営要領で規定されて(試案)を下表のようにとりまとめました。今後検討を行い取りまとめます。

目的

河川レンジャーを満期で退任される方には、河川レンジャー会議の諮問機関として河川レンジャー会議が設置する「河川レンジャー専門家会議(仮称)」に所属して頂くことにより、河川レンジャーとの継続的なつながりを持って頂くとともに、5年間で培われた知識や経験などを活かし、河川レンジャーの専門家(エキスパート)として、河川レンジャーの発展に寄与して頂くことを目的とします。

